

令和3年度 麻しん及び風しん予防接種費用の助成について

麻しんまたは風しんの発病または重症化を防止することを目的とし、接種を希望される保護者に対して下記のとおり予防接種費用を助成します。

【対象者】(定期対象期間の接種は対象外となります)

市内に住所を有する人で、次の①～②のいずれかに該当する人の保護者

- ①生後24か月から第2期の対象となるまでの期間である。(定期予防接種第1期が未接種)
- ②平成26年4月2日から平成27年4月1日生まれの児で定期予防接種麻しん風しん第2期が未接種である。

【助成対象ワクチン】 MR(麻しん風しん混合)ワクチン、麻しんワクチン、風しんワクチン

【予防接種および申請受付期限】 令和4年3月31日(木)まで

※令和3年4月1日から令和4年3月31日の期間に接種した分の申請期限は、**令和4年3月31日**です。

申請期限後の申請受付はできませんので、ご注意ください。

【助成限度額】(ただし、接種料金がこれに満たない時はその額)

◆対象者①に該当し3歳未満の場合

麻しん風しん混合(MR)ワクチン	13,853円
麻しんワクチン	9,328円
風しんワクチン	9,339円

◆対象者①に該当し3歳以上の場合および対象者②に該当する場合

麻しん風しん混合(MR)ワクチン	12,423円
麻しんワクチン	7,898円
風しんワクチン	7,909円

【助成回数】 1人に対して、①～②の期間に1回ついて、それぞれ1回

【助成方法】

(1)接種料金は、医療機関に全額支払ってください。

(2)下記の①②(郵送の場合は①～③)を長寿健康課健康づくりグループへ提出してください。

①助成金交付請求書(申請者記入)(様式第1号)

※申請者と助成金振込口座の名義人は同一にしてください。

②予防接種費領収書(医療機関記入)(様式第2号)

※医療機関が発行する麻しん風しん予防接種に係る支払額が確認できる書類でも可(コピー不可)

③助成金振込口座の通帳のコピー(郵送の場合のみ)

(3)後日、指定された口座に助成金を振り込みます。

※申請時には、口座確認のため、振込口座の通帳をご持参ください。

※請求者と窓口来所者が異なる場合は、印鑑(認印)をご持参ください。(シャチハタ不可)

※ゆうちょ銀行へ振込みを希望される方へ

申請時に通帳をご持参ください。ただし、通帳2ページ目の銀行使用欄に【店名】【店番】【預金種目】【口座番号】の表示があるものに限らせていただきます。

【担当】

亀山市総合保健福祉センター

亀山市長寿健康課健康づくりグループ

電話0595(84)3316